

産業廃棄物収集運搬業許可証

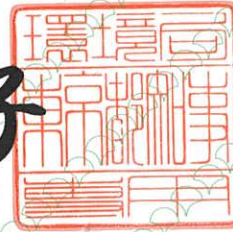
住所 東京都中野区丸山一丁目2番1号

氏名 中野運輸株式会社
代表取締役 松原 美紀子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 6月29日

許可の有効年月日 令和 9年 6月28日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上13種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
及び陶磁器くず、がれき類
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定条件は裏面のとおりに）（以上8種類）

2 保積替え施設（詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都中野区丸山一丁目2番1号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月29日 新規許可

令和 4年 6月29日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

2 積替え保管施設

積替え保管面積：2487.26m²

最大保管高さ：1.3m

産業廃棄物の種類	保管量	
木くず	コンテナ1台	1.00m ³
がれき類	コンテナ1台	1.00m ³
紙くず、繊維くず	コンテナ1台	1.00m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ2台	2.00m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶1本	0.32m ³
	プラスチックケース2個	0.06m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチックケース1個	0.03m ³
汚泥、金属くず（廃水銀電池、廃空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチックケース1個	0.04m ³
	合計保管量	5.45m ³

(以下余白)